

# 緊急用ヘリポート等設置マーク

を交付されている関係者の皆様へ

## 緊急用ヘリポート等設置マークの 今後の運用についてのお知らせ

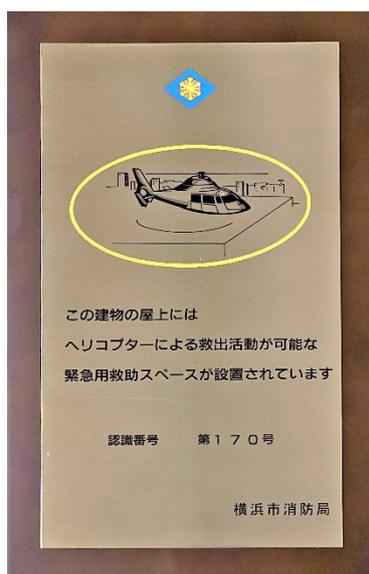
日ごろから消防行政にご協力いただきありがとうございます。

緊急用ヘリポート等設置マーク（以下「設置マーク」という。）は、高層建築物等<sup>\*</sup>への緊急用ヘリポート等の設置促進と適正な維持管理を図るため、平成6年から170棟以上の建物に交付し、館内にご掲示いただいております。

本制度の開始から年月が経ちますが、この間に事業者等の皆様に緊急用ヘリポート等の設置の意義について一定のご理解を頂けてきたこと、横浜市市街地環境設計制度を活用した建物の制限緩和要件の一部に緊急用ヘリポート等の設置が規定化され、設置に至る事由が変化してきたこと等を受け、設置マークの交付は、令和3年11月1日をもちまして終了させていただきました。

皆様にお渡ししている設置マークについては返還いただく必要はございませんので、引き続きご掲示いただき、緊急用ヘリポート等の適正な維持管理を継続していただきますようお願いいたします。また、緊急用ヘリポート等が適正に維持管理されていない場合は、設置マークの返還を求める場合がありますのでご了承ください。

なお、新設される高層建築物等に対する設置指導は、引き続き「消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導について」（横浜市消防局ウェブサイト参照）に基づき実施してまいります。



〈緊急用ヘリポート等設置マーク〉

### ※高層建築物等

（緊急用ヘリポート等設置指導対象物）

- 1 建築物の高さが31メートルを超え100メートル未満の高層建築物（「緊急離着陸場」または「緊急救助用スペース」を設置）
- 2 3次救急医療機関等及び建築物の高さが100メートル以上の高層建築物（「緊急離着陸場」を設置）

問い合わせ先

横浜市消防局指導課消防設備係

045-334-6408